

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年6月24日
【会社名】	株式会社ペルセウスプロテオミクス
【英訳名】	Perseus Proteomics Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 横川 拓哉
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋箱崎町30番1号
【電話番号】	03-6264-8268（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 管理部長 兼 事業開発部長 棚橋 進
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋箱崎町30番1号
【電話番号】	03-6264-8268（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員 管理部長 兼 事業開発部長 棚橋 進
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【提出理由】

2026年6月24日開催の当社第26回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
2026年6月24日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款の一部変更の件

第2条に事業目的を追加するものであります。

第6条の発行可能株式総数を増加させるものであります。

第20条に当該取締役の任期を新たに定めるものです。

第29条を、常勤の監査等委員を「選定する」から、「選定できる」旨に変更するものであります。

選択可能な株主総会の開催方式を拡充するよう、第12条に2項の追加を行うものであります。

剰余金の配当等、会社法第459条第1項各号に掲げる事項（自己株式の取得、欠損填補のため準備金の減少、損失の処理・任意積立金の積立その他剰余金の処分および剰余金の配当に関する事項）を取締役会の権限においておこなうことが可能になるよう、第38条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である者を除く。）5名選任の件

横川拓哉、萩原真二、棚橋進、小南欽一郎及び花井陳雄を取締役（監査等委員である者を除く。）に選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

松本尚及び西垣扶佐子を監査等委員である取締役に選任するものであります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

島戸圭輔を補欠の監査等委員である取締役に選任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	66,502	9,877	-	(注1)	可決 84.40
第2号議案					
横川 拓哉	63,704	12,765	-	(注2)	可決 80.85
萩原 真二	65,943	10,436	-		可決 83.69
棚橋 進	67,377	9,002	-		可決 85.51
小南 欽一郎	68,049	8,330	-		可決 86.36
花井 陳雄	66,192	10,187	-		可決 84.00
第3号議案					
松本 尚	69,595	6,784	-	(注2)	可決 88.32
西垣 扶佐子	69,789	6,590	-		可決 88.57
第4号議案					
島戸 圭輔	70,116	6,263	-	(注2)	可決 88.98

(注1) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(注2) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以上